

米穀の新用途への利用の促進に関する 基本方針について

令和 6 年 1 0 月

農林水産省

○ 米穀の新用途への利用の促進に関する法律(概要)

Ⅰ 趣旨

米穀の新用途（米粉用・飼料用等）への利用を促進するため、米穀の生産者とその加工品の製造業者が連携した取組に関する計画及び新品種を育成するための計画に係る制度を創設するとともに、これら計画の実施に対し農業改良資金の償還期間を延長する等の支援措置を講ずる。

Ⅱ 法案の内容

（１） 基本方針の策定

農林水産大臣は、米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針を定める。
（同法施行令において、おおむね５年ごとに定めるものと規定。）

（２） 事業計画の作成

① 生産製造連携事業計画

新用途米穀の生産者は、新用途米穀加工品（米粉・飼料等）の製造事業者（必要に応じ米粉パン等の製造事業者や畜産農家等を含む。）と共同して、新用途米穀の生産から新用途米穀加工品の製造等までの一連の行程の総合的な改善を図る事業に関する計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができる。

② 新品種育成計画

稲の新品種の育成を行おうとする者は、新品種を育成する事業に関する計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができる。

（３） 支援措置

① （２）の①の計画の認定を受けた場合には、農業改良資金融通法の特例（償還期間の延長等）や食品流通構造改善促進法の特例（食品流通構造改善促進機構による債務保証の範囲の拡大等）等の措置を講じる。

② （２）の②の計画の認定を受けた場合には、種苗法の特例（新品種の出願料・登録料の減免）の措置を講じる。

○ 現行の米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針(令和2年4月)の概要

第一 米穀の新用途への利用の促進の意義

法制度制定に至った背景、食料供給力強化を図る上で水田の維持・有効活用が重要であること、そのため、米粉用米・飼料用米の生産・利用の拡大・定着に取り組んでいく必要があることを記載。

第二 米穀の新用途への利用の基本的な方向

- 生産者と製造事業者等の連携の必要性、特に、飼料用米に関して、まとまった数量で安定的に供給できる流通ルートの確立に全力を挙げるべきこと、競合原料と競争し得る価格で供給する必要性、消費者ニーズ等を踏まえた商品開発が必要。
- 米粉用米についてはピューレ・ゼリー・アルファ化技術を活用した新市場の開拓、輸出の拡大を図るために日本農林規格の制定を検討※すること、飼料米については畜産物のブランド力の強化を進めていくことについて記載。
※ 令和2年10月規格制定。翌年6月から運用開始。

第三 生産製造連携事業及び新品種育成事業の実施に関する基本的な事項

生産製造連携事業について、第二の基本的な方向に即して目標を設定し、目標達成のための整合的・具体的な措置を記載すること、新品種育成事業について、収量の増加・加工適性の向上などの目標を設定すること、並びにこれら事業の計画期間について記載。

第四 米穀の新用途への利用の促進に関する重要事項

生産者と需要者とのマッチングに努め、実需者等に米粉やそれを利用した製品の特性や機能性・飼料用米を畜産物に与える効果等の情報を提供すること、米粉用米・飼料用米の利用促進の意義について消費者の理解の増進に努めること、米粉用米を利用した製品の魅力・特徴等の消費者・食品事業者への積極的なアピールに努めることについて記載。

第五 米穀の新用途への利用の促進に際し配慮すべき重要事項

- 米粉用米・飼料用米の生産に当たって、地域の農業振興計画との調和を図ること、関係法令を遵守して米粉用米・飼料用米が主食用として流通しないよう区分管理等を適切に行い、帳簿等を備付けること、生産製造連携事業計画の実施状況・適性流通確認のための報告徴収や認定取消し等の措置、関係法令を遵守して米粉用米・飼料用米の安全の確保を図ること。
- 米粉を原材料とする加工品について関係法令を遵守して原材料及びアレルゲンの適切な表示を行うことや、「1番：菓子・料理用」「2番：パン用」といった統一の表記を行い商品の使用方法の適切な表示に努めること、飼料用米を原材料とする飼料の畜産農家等への普及に努めること。
- 地域の水田の有効活用に当たって、生産者は新用途米穀の生産により、大豆・麦等の本格的生産に支障を来することがないように、水田フル活用ビジョン等地域の農業振興計画との調和を図ることについて記載。

「米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号）第3条2項」の規定に基づく。

○ 食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日 閣議決定)(抜粋)

第2 食料自給率の目標

1. 食料自給率

(5) 食料自給率の目標

①食料消費の見通し及び生産努力目標

(第1表) 令和12年度における食料消費の見通し及び生産努力目標

	食料消費の見通し		生産努力目標 (万トン)		克服すべき課題
	国内消費仕向量 (万トン) 〔 1人・1年 当たり消費量 (kg/人・年) 〕				
	平成30 年度	令和12 年度	平成30 年度	令和12 年度	
米	845 (54)	797 (51)	821	806	○ 事前契約・複数年契約などによる実需と結びついた生産・販売 ○ 農地の集積・集約化による分散錯圃ほの解消・連坦たん化の推進 ○ 多収品種やスマート農業技術等による多収・省力栽培技術の普及、資材費の低減等による生産コストの低減
米 米粉用米・飼料用米を除く	799 (54)	714 (50)	775	723	○ 食の簡便化志向、健康志向等の消費者ニーズや中食・外食等のニーズへの対応に加え、インバウンドを含む新たな需要の取り込み ○ コメ・コメ加工品の新たな海外需要の拡大、海外市場の求める品質や数量等に対応できる産地の育成
米粉用米	2.8 (0.2)	13 (0.9)	2.8	13	○ 大規模製造ラインに適した技術やアルファ化米粉等新たな加工法を用いた米粉製品の開発による加工コストの低減 ○ 国内産米粉や米粉加工品の特徴を活かした輸出の拡大
飼料用米	43 (一)	70 (一)	43	70	○ 飼料用米を活用した畜産物のブランド化と実需者・消費者への認知度向上・理解醸成及び新たな販路開拓 ○ バラ出荷やストックポイントの整備等による流通段階でのバラ化経費の削減や輸送経路の効率化等流通コストの低減 ○ 単収の大幅な増加による生産の効率化

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

2. 農業の持続的な発展に関する施策

(6) 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化

③米政策改革の着実な推進と水田における高収益作物等への転換

エ 米粉用米・飼料用米

米粉用米については、ノングルテン米粉第三者認証制度や米粉の用途別基準の活用、ピューレ等の新たな米粉製品の開発・普及により国内需要が高まっており、引き続き需要拡大を推進するとともに、加工コストの低減や海外のグルテンフリー市場に向けて輸出拡大を図っていく。また、実需者の求める安定的な供給に應えるため、生産と実需の複数年契約による長期安定的な取引の拡大等を推進する。

飼料用米については、地域に応じた省力・多収栽培技術の確立・普及を通じた生産コストの低減を実現するとともに、バラ出荷等による流通コストの低減、耕畜連携の推進、飼料用米を給餌した畜産物のブランド化に取り組む。また、近年の飼料用米の作付けの動向を踏まえ、実需者である飼料業界等が求める米需要に應えられるよう、生産拡大を進めることとし、生産と実需の複数年契約による長期安定的な取引の拡大等を推進する。